# 東浦町
# 新型インフルエンザ等対策
# 行動計画

2026 年　　月（改定）

# 《　目　次　》

第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画及び町行動計画
第１章　感染症危機を取り巻く状況　・・・１
第２章　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定　・・・２
第３章　町の取組の経緯　・・・３
第４章　町行動計画の改定　・・・５

第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第１章　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略　・・・６
第２章　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方　・・・７
第３章　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点　・・・９
第４章　対策推進のための役割分担　・・・13
第５章　町行動計画の主な対策項目　・・・16

第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第１章　実施体制
第１節　準備期　・・・19
第２節　初動期　・・・21
第３節　対応期　・・・22
第２章　情報収集・共有、リスクコミュニケーション
第１節　準備期　・・・24
第２節　初動期　・・・26
第３節　対応期　・・・27
第３章　まん延防止
第１節　準備期　・・・28
第２節　初動期　・・・29
第３節　対応期　・・・30
第４章　ワクチン
第１節　準備期　・・・31
第２節　初動期　・・・34
第３節　対応期　・・・37
第５章　保健
第１節　準備期　・・・41
第２節　初動期　・・・42
第３節　対応期　・・・43

第６章　物資
第１節　準備期　・・・44
第２節　初動期　・・・45
第３節　対応期　・・・46
第７章　住民の生活及び地域経済の安定の確保
第１節　準備期　・・・47
第２節　初動期　・・・49
第３節　対応期　・・・50

用語集　・・・52

# 第１部　新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画及び町行動計画

## 第１章　感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、新興感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした新興感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していくことも重要な観点である。

## 第２章　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、新興感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。具体的には、

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

## 第３章　町の取組の経緯

特措法が制定される以前から、国内では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。本町では、国の新型インフルエンザ対策行動計画（2009 年２月改定）及び愛知県新型インフルエンザ対策行動計画（2009 年５月改定）を踏まえ、2009 年５月に、本町が実施すべき具体的対策を定めた東浦町新型インフルエンザ対策行動計画、同年 10 月に業務継続計画を策定した。

2009 年４月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となった。その教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、2012 年４月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。2013 年には、特措法第６条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）が作成され、県においても、特措法第７条に基づき、県行動計画（愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画をいう。以下同じ。）が作成された。本町では、特措法第８条に基づき、2014 年 11 月に東浦町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という）を策定した。町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項、本町が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項等について掲載した。

2019 年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020 年１月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部をいう。以下同じ。）が設置され、県においても県対策本部（愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部をいう。以下同じ。）が設置された。本町では同年２月に町対策本部（東浦町新型コロナウイルス感染症対策本部をいう。以下同じ。）を設置した。同年２月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年３月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われたのを受け、県でも特措法に基づく県対策本部を設置する等、特措法に基づき国、県及び市町村が連携して取り組む体制が整えられた。

その後、国においては、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の

実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

本町においても、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に基づく各種要請により感染拡大防止に努めたほか、ワクチン接種の実施等各種対策を行ってきた。

そして、国においては、国内感染者の確認から３年余り経過した 2023 年５月８日、新型コロナを感染症法上の５類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたことを受け、県や本町においても特措法に基づく対策本部を廃止した。

今般、３年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての国民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

今般、新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナを含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう政府行動計画が2024年７月２日に抜本的に改正され、県行動計画が2025年６月に改正となった。

これに伴い、町行動計画についても改定を行う。

## 第４章　町行動計画の改定

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

本町においては、新型コロナ対応を振り返ると、

・平時からの備え
・変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
・情報発信

が主な課題として挙げられる。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

・感染症危機に対応できる平時からの体制作り
・住民生活及び社会経済活動への影響の軽減
・基本的人権の尊重

の３つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、町行動計画を全面改定するものである。

【基本理念】

・平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
・住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

【計画期間】

2026 年度から 2031 年度までの６年間

# 第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

## 第１章　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命、健康、住民生活及び住民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を住民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

１　感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

２　住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
・住民生活及び住民経済の安定を確保する。
・地域での感染症対策等により、病欠者等の数を減らす。
・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供、住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第２章　新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### １　柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町は、名古屋市等のベッドタウンとして発展してきた。このような特性から、県内での感染者発生後は、町内でも比較的早期に感染拡大がおきる可能性が高い。このため、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の２のとおり一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び住民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

### ２　発生段階に応じた対応

#### （１）準備期

住民に対する啓発や業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

#### （２）初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

#### （３）対応期

ア　国内及び県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

国や県による患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与の検討、病原性に応じた不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

イ　県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

　県、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び住民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。また、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

ウ　ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

　科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

エ　最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

３　社会全体で取り組む感染拡大防止策

（１）不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等を実施する。

（２）全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込む等の対策の実施について積極的に検討する。

（３）事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて、住民の理解を得るための周知を行うことも必要である。

（４）事業者や住民等一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う。

（５）日頃からの手洗いやマスク着用による咳エチケット等、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策を実施する。

## 第３章　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、町行動計画及び業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### １　平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、新興感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオの想定と訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（５）情報の有効活用、国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国や県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

## ２　感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### （１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

### （２）住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響が最小となるよう留意する。

### （３）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

### （４）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

### （５）住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染症対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等が発せられた場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく情報発信する。

３　基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

４　危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

５　関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

必要がある場合には、町から県に対して、新型インフルエンザ等対策に 関する総合調整を行うよう要請する。

６　高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設において必要となるワクチン接種体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

７　感染症危機下の災害対応

国は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

８　記録の作成、保存及び公表

国、県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部及び町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存及び公表する。

## 第４章　対策推進のための役割分担

１　国の役割

（１）新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

（２）新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

（３）新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

（４）新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

　指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

（５）新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。

（６）国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

２　県の役割

（１）特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を行う。

（２）平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健

所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、感染症指定医療機関等で構成される愛知県感染症対策連携協議会（以下、「県連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

（３）平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

３　町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

４　医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染症対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

５　指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

６　登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染症対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

7　一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄等を行うように努める。

8　住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染症対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第５章　町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の７項目を町行動計画の主な対策項目とし、各発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じた取り組みを示すものとする。

１　実施体制
２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション
３　まん延防止
４　ワクチン
５　保健
６　物資
７　住民の生活及び地域経済の安定の確保

これら７項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す１から７までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識し、対策を行うことが重要である。

１　実施体制

感染症危機は住民の生命、健康、住民生活及び住民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、町及び医療機関等が相互に連携を図り、国全体の危機管理の問題として取り組み、実効的な対策を講じていく。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜（さくそう）しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提 供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、国や県をはじめ、住民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする。

このため、町は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

3　まん延防止

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、個人における基本的な感染症対策の普及を図るとともに、特措法に基づき、県からまん延防止等重点措置や緊急事態措置が要請された際には、周知徹底を行う。

一方で、特措法第５条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

4　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

パンデミックが発生した際には、国の責任の下、県、医療機関等の関係機関や、住民の協力を得て、可能な限り速やかにワクチンの接種を行う。ワクチンの接種には、一般に、発症や重症化の予防等の効果がある一方、不可避的に生ずる予防接種の副反応による健康被害のリスクが存在する。このため、ワクチン接種の実施に当たっては、予防接種の有効性、副反応による健康被害のリスク及び健康被害救済制度について、情報提供を行う。

5　保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県や町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。感染症危機時の中核となる存在である保健所及び地方衛生研究所等において、検査、サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援、情報提供・共有、リスクコミュニケーション等を行うとともに、これらの業務の実施に当たっては、必要に応じて、町は連携した対応等を行う。

６　物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等について、平時から備蓄等を推進する。

７　住民の生活及び地域経済の安定の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

# 第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

## 第１章　実施体制

### 第１節　準備期

１　目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、町が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

２　所要の対応

（１）実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（健康課、防災課）

（２）町行動計画等の策定や体制整備・強化

ア　町は、町行動計画を策定・変更する。町は、町行動計画を策定・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（健康課）

イ　町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定・変更する。（防災課、関係各課）

ウ　町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。（健康課、防災課）

（３）国及び県等の連携体制の構築

ア　国、県、町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（健康課、防災課）

イ　国、県、町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（健康課、防災課）

## 第２節　初動期

### １　目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町は危機管理として事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部会議を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### ２　所要の対応

（１）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア　国が政府対策本部を設置した場合、又は県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（健康課、防災課）

イ　町は、第１節（準備期）２（２）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（健康課、防災課、関係各課）

（２）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（健康課、防災課、財政経営課）

（３）緊急事態措置への対応

町は、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する対応の準備を行う。（健康課、防災課）

## 第３節　対応期

### １　目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに住民生活及び住民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### ２　所要の対応

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### （１）職員の派遣・応援への対応

ア　町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（健康課、防災課、関係各課）

イ　町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。（健康課、防災課）

#### （２）必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（健康課、防災課、財政経営課）

#### （３）緊急事態措置への対応

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。（健康課、防災課）

（４）町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。（健康課、防災課）

# 第２章　情報収集・共有、リスクコミュニケーション

## 第１節　準備期

### １　目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、住民、国、県、医療機関及び事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

### ２　所要の対応

（１）新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

ア　住民に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染症対策について情報提供する。（健康課）

イ　新型インフルエンザ等の発生段階ごとの住民への情報提供内容や媒体の検討を行う。新型インフルエンザ等の発生状況等について、十分な説明を行うため、広報体制を整備する。（健康課、政策課）

ウ　情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。（健康課、政策課）

・広報、記者発表
・ホームページ、町公式 LINE 等の SNS
・ポスター、リーフレット、パンフレット
・関係団体等

エ　マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザ等に対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（健康課、関係各課）

（２）県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、新型インフルエンザ等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。町は、県から新型インフルエンザ等の患者等に関する情報などの提供を受けた際の当該情報連携について県と具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。（健康課）

（３）双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等（相談窓口）を設置する準備を進める。（健康課、防災課）

## 第２節　初動期

### １　目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、準備期にあらかじめ定めた方法等により、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備えて、準備を促す。

### ２　所要の対応

（１）情報提供・共有

ア　町広報紙、ホームページ等を通じて、新型インフルエンザ等に係る相談センターや受診に関する情報の提供を行う。（健康課、政策課）

イ　町内の学校・保育園等を通じ、園児、児童、生徒及びその保護者に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（教育課、子育て支援課）

ウ　情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。（住民自治課、ふくし課、障がい福祉課、健康課）

（２）県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等への生活支援を行う。（健康課）

（３）双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等（相談窓口）を設置する。（健康課、防災課）

## 第３節　対応期

### １　目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、住民等の関心事項等を踏まえつつ、感染症対策に対する住民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

### ２　所要の対応

（１）情報提供・共有

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、引き続き住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（健康課、政策課）

（２）県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等への生活支援を行う。（健康課）

（３）双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等（相談窓口）を継続する。住民からの相談が増加してきた場合は、コールセンター等（相談窓口）の体制の充実・強化をする。（健康課、防災課）

# 第３章　まん延防止

## 第１節　準備期

### １　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護する。

### ２　所要の対応

（１）新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康課、子育て支援課、教育課、ふくし課、障がい福祉課、住民自治課、関係各課）

（２）医療従事者の安定的確保

治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めるために基本的な感染症対策の普及を図るとともに、町内の各医療機関において医療従事者を安定的に確保するため、町は、その体制について検討する。（健康課）

## 第２節　初動期

### １　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### ２　所要の対応

（１）まん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（健康課、防災課、関係各課）

## 第３節　対応期

### １　目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、住民の生命及び健康を保護する。

### ２　所要の対応

#### （１）基本的な感染症対策に係る要請等

町は、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策等を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（健康課、関係各課）

#### （２）まん延防止対策の実施

町は、業務継続計画に基づく対応を行う。（関係各課）

# 第４章　ワクチン

## 第１節　準備期

### １　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、ワクチンの接種体制について、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

### ２　所要の対応

（１）ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下表１を参考に、平時から予防接種に必要となる資材及びその確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるようにする。（健康課）

表１　予防接種に必要となる可能性がある資材

| 【準備品】 | 【医師・看護師用物品】 |
|---|---|
| □消毒用アルコール綿<br>□トレイ<br>□体温計<br>□医療廃棄物容器、針捨て容器<br>□手指消毒剤<br>□救急用品<br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。以下代表的な物品。<br>・血圧計等<br>・静脈路確保用品<br>・輸液セット<br>・生理食塩水<br>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | □マスク<br>□使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ）<br>□使い捨て舌圧子<br>□膿盆<br>□聴診器<br>□ペンライト<br>【文房具類】<br>□ボールペン（赤・黒）<br>□日付印<br>□スタンプ台<br>□はさみ<br>【会場設営物品】<br>□机<br>□椅子<br>□スクリーン<br>□延長コード<br>□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br>□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br>□耐冷手袋等 |

（２）接種体制の構築

ア　接種体制

町は、知多郡医師会東浦町医師団と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康課）

イ　特定接種

（ア）新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康課）

（イ）町は特定接種の対象となり得る町職員について対象者を把握し、国へ人数を報告する。（健康課）

ウ　住民接種

平時から以下（ア）から（オ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、国等の協力を得ながら、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（健康課）

（イ）町は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下ａからｇに列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、知多郡医師会東浦町医師団等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。（健康課）

ａ　接種対象者数

ｂ　町の人員体制の確保

ｃ　医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

ｄ　接種場所の確保（医療機関、保健センター、町内施設等）及び運営方法の策定
ｅ　接種に必要な資材等の確保
ｆ　国、県及び知多郡医師会東浦町医師団等の関係団体への連絡体制の構築
ｇ　接種に関する住民への周知方法の策定

（ウ）町は、医療従事者や社会福祉施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う（健康課、ふくし課、障がい福祉課）

（エ）町は、円滑な接種の実施のため、国によって整備されたシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。（健康課）

（オ）町は、速やかに接種できるよう、知多郡医師会東浦町医師団等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康課）

（３）　情報提供・共有

ア　住民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた情報提供など、双方向的な取組を進める。（健康課）

イ　町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、知多郡医師会東浦町医師団との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。（健康課）

## 第２節　初動期

### １　目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

### ２　所要の対応

（１）接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康課）

（２）ワクチンの接種に必要な資材

町は、第４章第１節２（１）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（健康課）

（３）接種体制

ア　特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、知多郡医師会東浦町医師団等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて知多郡医師会東浦町医師団等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（健康課）

イ　住民接種

（ア）町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（健康課）

（イ）接種の準備に当たっては、予防接種業務担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（健康課、人事課）

（ウ）町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の

説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（健康課）

（エ）接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は知多郡医師会東浦町医師団等の協力を得て、その確保を図る。（健康課）

（オ）町は、接種が円滑に行われるよう、知多郡医師会東浦町医師団等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、町内施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（健康課）

（カ）町は、社会福祉施設の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課や知多郡医師会東浦町医師団等と連携し、接種体制を確保する。（健康課、ふくし課、障がい福祉課）

（キ）接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ知多郡医師会東浦町医師団と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

　また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。（健康課）

（ク）感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康課）

（ケ）感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について十分に相談する。（健康課）

## 第３節　対応期

### １　目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチン接種後の副反応を疑う症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### ２　所要の対応

（１）ワクチンや必要な資材の供給

ア　町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、本町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康課）

イ　町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

また、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めた融通等を行う。（健康課）

（２）接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康課）

ア　特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康課）

イ　住民接種

（ア）町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に本町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康課）

（イ）町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（健康課）

（ウ）町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保する。（健康課）

（エ）発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染症対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（健康課）

（オ）医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受けている方については、基本的に担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受けている方や、社会福祉施設等に入居する者であって、担当する医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（健康課）

ウ　接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課や知多郡医師会東浦町医師団等と連携し、接種体制を確保する。（健康課、ふくし課、障がい福祉課）

エ　接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよ

う、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康課）

オ　健康被害救済

町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康課）

（３）情報提供・共有

ア　町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、接種の状況、各種相談窓口、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（健康課）

イ　国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康課）

ウ　パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康課）

エ　特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康課）

オ　住民接種に係る対応

（ア）町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（健康課）

（イ）広報に当たって町は次のような点に留意する。（健康課）

ａ　接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

ｂ　ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

c　接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

# 第５章　保健

## 第１節　準備期

### １　目的

平時から国及び県等からの感染症に関する情報等を収集し、その情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共有理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

### ２　所要の対応

（１）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、町ホームページ等で、平時から、季節性インフルエンザの発生状況、小児感染症の流行状況（RS ウイルス感染症、手足口病、咽頭結膜熱等）、手洗い等の感染症対策の基本事項等の感染症に関する総合的な情報提供・共有を行い、有用な情報源として住民等への認知度・信頼度の一層の向上に努める。（健康課）

（２）健康観察実施の体制整備

町は、県が行う健康観察に協力する体制を整備する。（健康課）

## 第２節　初動期

### １　目的

初動期は住民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。住民に対し、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、感染拡大のリスクを低減する。

### ２　所要の対応

（１）住民への情報発信・共有の開始

ア　県が国の要請に基づき相談センターを設置した際には、町は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じ相談センターへの相談等を促す。（健康課）

イ　町は、国が設置した情報提供・共有のための町ホームページ等の住民への周知、Q&A の公表、コールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（健康課）

## 第３節　対応期

### １　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

### ２　所要の対応

#### （１）健康観察及び生活支援

ア　町は、県が実施する健康観察に協力する。（健康課）

イ　町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康課）

# 第６章　物資

## 第１節　準備期

### １　目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国、県及び町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

### ２　所要の対応

（１）感染症対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

（健康課、防災課）

## 第２節　初動期

### １　目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、国に対し感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に働きかけ、町は県と連携・協力する。

### ２　所要の対応

#### （１）個人防護具の配布に向けた準備

生産要請等の実施後から供給状況回復まで一定程度時間がかかる場合等を想定し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布を含め、県は、医療機関等に対し個人防護具を円滑に配布する準備を進め、町は県と連携・協力する。（健康課）

## 第３節　対応期

### １　目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、国に対し初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に働きかけ、町は県と連携・協力する。

### ２　所要の対応

#### （１）備蓄物資等の供給に関する相互協力

県は、国の要請に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努め、町は県と連携・協力する。（健康課）

# 第７章　住民の生活及び地域経済の安定の確保

## 第１節　準備期

### １　目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

### ２　所要の対応

（１）情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（健康課、関係各課）

（２）支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援を行う場合、行政手続等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（健康課、DX 課、関係各課）

（３）物資及び資材の備蓄

ア　町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、この備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康課、防災課）

イ　町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（健康課、防災課）

（４）生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康課、ふくし課、障がい福祉課）

（５）火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。（環境課、住民課）

## 第２節　初動期

### １　目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のために必要となる対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### ２　所要の対応

#### （１）遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境課、住民課）

## 第３節　対応期

### １　目的

町は、準備期での対応を基に、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### ２　所要の対応

#### （１）住民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア　心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康課、ふくし課、子育て支援課）

イ　生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（ふくし課、障がい福祉課）

ウ　教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育課）

エ　生活関連物資等の価格の安定等

（ア）町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（商工農政課）

（イ）町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（商工農政課）

（ウ）町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（商工農政課）

（エ）町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（商工農政課）

オ　埋葬・火葬の特例等

（ア）町は、県を通じての国からの要請を受けて、知北平和公園組合に可能な限り火葬炉を稼働させる。（環境課、住民課）

（イ）町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（環境課、住民課）

（２）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア　事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（商工農政課）

イ　住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（水道サービス課、水循環管理課）

用語集

| 用　語 | 内　容 |
|---|---|
| 医療計画 | 医療法第 30 条の４第１項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。 |
| 医療措置協定 | 感染症法第 36 条の３第１項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。 |
| 疫学 | 健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。 |
| 患者 | 新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。 |
| 患者等 | 患者及び感染したおそれのある者。 |
| 感染症危機 | 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。 |
| 感染症指定医療機関 | 本政府行動計画においては、感染症法第６条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。 |
| 感染症対策物資等 | 感染症法第 53 条の 16 第１項に規定する医薬品（薬機法第２条 第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 |
| 季節性インフルエンザ | インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすＡ型又はＡ型のような毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。 |
| 基本的対処方針 | 特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。 |

| | |
|---|---|
| 業務計画 | 特措法第９条に基づき指定地方公共機関が作成する、新型インフルエンザ等対策に関する計画。 |
| 業務継続計画（BCP） | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。 |
| 緊急事態宣言 | 特措法第 32 条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。 |
| 緊急事態措置 | 特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 |
| 健康観察 | 感染症法第 44 条の３第１項又は第２項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。 |
| 健康危機対処計画 | 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。 |

| | |
|---|---|
| 検査等措置協定 | 感染症法第 36 条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。 |
| 国立健康危機管理研究機構（JIHS） | 国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年４月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 |
| 個人防護具 | マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 |
| サーベイランス | 感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。 |
| ジカウイルス感染症 | ジカウイルス病と先天性ジカウイルス感染症がある。ジカウイルス病は、後天的に、ジカウイルスの感染により起こる感染症で、ジカウイルスは母体から胎児への感染を起こすことがあり（先天性ジカウイルス感染症）、小頭症等の先天性障害を起こす可能性がある。 |
| 指定地方公共機関 | 特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。 |
| 住民接種 | 特措法第 27 条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。 |

| | |
|---|---|
| 新型インフルエンザ等 | 感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 |
| 新型インフルエンザ等緊急事態 | 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。 |
| 新興感染症 | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。 |
| 積極的疫学調査 | 感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。 |
| 相談センター | 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。 |
| 双方向のコミュニケーション | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。 |
| 統括庁 | 内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。 |
| 登録事業者 | 特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。 |

| | |
|---|---|
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第１条に規定するもの。 |
| 特定接種 | 特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 |
| 連携協議会 | 感染症法第 10 条の２に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。 |
| 濃厚接触者 | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。 |
| パルスオキシメーター | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。 |
| フレイル | 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。 |
| まん延防止等重点措置 | 特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |

| | |
|---|---|
| 有事 | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。 |
| 予防計画 | 感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 |
| リスクコミュニケーション | 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 |
| ワンヘルス・アプローチ | 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。 |
| PDCA | Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。 |
| ５類感染症 | 感染症法第６条第６項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、2023 年５月８日に５類感染症に位置付けられた。 |